

○岩手県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

(平成7年3月29日警察本部訓令第9号)

[沿革] 平成10年3月警察本部訓令第4号、14年6月第20号、16年3月第6号、17年3月第7号、18年3月第5号、23年9月第11号、30年3月第6号改正

警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察機動捜査隊の運営に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

岩手県警察機動捜査隊の運営に関する訓令(昭和48年岩手県警察本部訓令第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察機動捜査隊(以下「機動捜査隊」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 機動捜査隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪多発地域における遊撃的捜査
- (2) 緊急事件発生時の初動捜査及び応急の現場鑑識
- (3) その他特命事件の捜査

(編成等)

第3条 機動捜査隊の編成は、本隊及び分駐隊とし、その名称、位置及び活動区域は次表のとおりとする。ただし、捜査活動上必要がある場合は、隊長の指揮を受けて当該区域外において活動することができる。

| 名称 | 位置 | 活動区域 |
|-------|-----|-----------------------------|
| 本隊 | 盛岡市 | 盛岡東、盛岡西、岩手、紫波及び花巻の各警察署の管轄区域 |
| 県南分駐隊 | 奥州市 | 北上、奥州、一関及び千厩の各警察署の管轄区域 |

(勤務種別)

第4条 機動捜査隊員(以下「隊員」という。)の勤務種別は、次のとおりとする。

- (1) 普通勤務 遊撃的捜査、緊急出動等の勤務
- (2) 特別勤務 特命事件の捜査、応援捜査、その他隊長が特に命じた勤務

(勤務制)

第5条 機動捜査隊の勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 通常勤務 隊長、副隊長、分駐隊長、隊長が指定する隊員及び一般職員
- (2) 交替制勤務 前号以外の隊員

2 隊長は、必要により前項の勤務制によらない勤務を命ずることができる。

(勤務計画)

第6条 隊長は、犯罪発生状況、犯罪発生予測、諸行事等を考慮して、翌月の勤務計画を機動捜査隊勤務計画表(様式第1号)により策定するものとする。

(緊急出動)

第7条 隊員は、勤務中緊急事件の発生を認知したときは、直ちに出動し、隊長及び関係警察署長の指揮の下に、関係警察署員と密接な連携をとり、所要の初動捜査活動に従事しなければならない。ただし、特別勤務に従事しているときは、この限りでない。

(応援派遣)

第8条 所属長は、機動捜査隊の応援派遣を必要とするときは、機動捜査隊応援派遣要請書（様式第2号）により、隊長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に要請しなければならない。

2 応援要請の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 捜査本部設置事件及びこれに準ずる事件
- (2) 社会的反響が大きい事件
- (3) その他本部長が必要と認める事件

3 応援派遣の期間は、10日以内とする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、隊長が本部長の承認を得てその期間を延長することができる。

（応援派遣時の捜査指揮）

第9条 応援派遣を要請した所属長は、派遣された隊員を指揮するものとする。ただし、捜査本部を設置した事件については、当該捜査本部長が指揮するものとする。

（事件の引継ぎ）

第10条 隊員は、犯人を検挙し、又は捜査資料を収集したときは、隊長の指揮を受け、関係書類とともに関係警察署長に引き継ぐものとする。

（相互協力）

第11条 隊長は、所属長と緊密な連携を保持し、機動捜査隊の機能が最高度に発揮されるように努めなければならない。

2 所属長は、機動捜査隊の活動に必要な資料の提供、情報の交換等に積極的に協力し、捜査運営が効率的に推進されるよう努めなければならない。

3 隊員は、関係所属職員と緊密に連携しなければならない。

（装備機材等）

第12条 機動捜査隊には、別に定める車両及び装備機材を備えるものとする。

2 隊長及び分駐隊長は、車両及び装備機材を常時点検し、その機能が十分発揮できるように整備しておかなければならない。

（教養訓練）

第13条 隊長は、毎月1回以上隊員に対し、捜査知識、技術等について実践的な指導教養及び訓練を実施し、捜査能力の向上を図らなければならない。

（報告）

第14条 隊長は、毎月の機動捜査活動状況を機動捜査隊活動実績報告書（様式第3号）により、本部長に報告するものとする。

2 隊員は、事件を検挙したときは、速やかに事件検挙（取扱）報告（様式第4号）により隊長に報告しなければならない。

（活動記録）

第15条 機動捜査隊に勤務日誌（様式第5号）を備え付け、必要事項を記録するものとする。

（補則）

第16条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日警察本部訓令第4号抄）

1 この訓令は、平成10年3月25日から施行する。[以下略]

附 則（平成14年6月21日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年3月4日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年3月24日から施行する。

附 則（平成17年3月25日警察本部訓令第7号抄）

- 1 この訓令は、平成17年3月28日から施行する。
附 則（平成18年3月6日警察本部訓令第5号抄）
- 1 この訓令は、平成18年3月6日から施行する。
附 則（平成23年9月1日警察本部訓令第11号）
この訓令は、平成23年9月26日から施行する。
附 則（平成30年3月30日警察本部訓令第6号抄）
- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

様式は省略